

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

みよし市長 小 山 祐

専決第3号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和4年3月31日

みよし市長 小山 祐

記

処分事項

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

みよし市都市計画税条例（昭和40年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第26項、第33項から第35項まで若しくは第39項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のみよし市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

みよし市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6～9 略</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11～13 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>17 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第70条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6～9 略</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11～13 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項、第17項から第19項まで、第21項、第26項、第33項から第35項まで若しくは第39項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>17 略</p>